

構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第63回）議事録

日 時 令和7年9月25日（木）14:00～15:23

場 所 永田町合同庁舎7階701・702会議室

出席者 （委員） 藤村委員長、伊澤委員、岩崎委員、工藤委員、久保委員

（関係省庁）厚生労働省医政局総務課 西川企画官

こども家庭庁成育局成育基盤企画課 横田課長

こども家庭庁成育局保育政策課 栗原課長

こども家庭庁支援局障害児支援課 徳永課長補佐

（事務局）内閣府地方創生推進事務局 鷹合参事官、山岡参事官補佐

1. 開会

（鷹合参事官）委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、第63回「評価・調査委員会」を開催させていただきます。以後の進行につきましては、藤村委員長にお願いいたします。

2. 令和7年度の評価について

「病院等開設会社による病院等開設事業（特例措置番号910）」

○特例措置番号910「病院等開設会社による病院等開設事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

＜事務局説明＞

資料2-1 ①、②、⑤ に基づき説明を行った。

＜関係府省庁説明＞

資料2-1 ③、④ に基づき説明を行った。

（藤村委員長）議事次第の「2. 令和7年度の評価について」ですが、まず、特例措置番号910「病院等開設会社による病院等開設事業」についてです。事務局より御説明をお願いいたします。

（鷹合参事官）事務局の鷹合でございます。

910の「病院等開設会社による病院等開設事業」について御説明いたしますが、説明資料について、厚労省とかなりかぶってしまっておりますので、私からは簡潔に説明させていただきます。

1ページの「これまで」ですが、この特例措置は、医療事業の非営利性が前提となっております。株式会社による病院等の開設は認められていないところを、この特例措置によって、高度な医療を提供する株式会社については、病院等を開設することができること

としたものでございます。

「主な要件」としては、高度医療に限定するというものと、保険診療は行わない、自由診療のみ等の要件がございまして、なかなか厳しい要件であることから、現在使われているのは、神奈川県のみとなっております。

2 ページ以降で「これまでの評価・調査経緯」を記載しておりますが、平成17年度から評価していただいております、いずれも約3年置きに評価していただいておりますが、特例措置を実際にやっているのが1病院だけであるということもありまして、全国展開には至っていないということでございます。

8 ページの平成29年度で、評価・調査委員会による調査のところにありますが「今後、同領域の拡大が図られれば、大きな事業展開が見込まれ、また、企業が有するネットワークの共有、広域かつ多方面の企業に対するアプローチによる多角的な事業展開も可能となる」ことが確認されたということでして、それを踏まえて、事業者から追加でできる施術について検討することとなりまして、検討を続けた結果、資料は17ページになりますが、事業者から要望がありました施術について、厚労省でいろいろと検討いただいて、幾つかについては施術ができる、追加できることとなりました。

直近の令和3年度調査は、18ページ以降になります。19ページの下から2ポツ目ですが、特定事業者から「高度な技術を用いて行う細胞医療」について、高度医療として認めていただけないかという話がありましたので、令和3年度において検討することになっておりましたが、結果的には、事業者から、この要望については取り下げることとなりまして、今に至っております。これらの経緯等を踏まえて、令和7年度の評価になるということでございます。

事務局からの説明は以上です。

(藤村委員長) どうもありがとうございます。

では、続きまして、当該特例措置の所管官庁であります厚生労働省より説明をお願いいたします。

初めに、そもそもの規制の内容、なぜそのような規制が必要なのか、現在認められている特例措置における要件の考え方、全国展開する場合等懸念される事項は何かについて、御説明いただきたいと思います。その上で、今回、実施自治体・事業者宛てにどのような調査を考えているのか、御説明をお願いしたいと思います。

では、よろしくお願いします。

(厚生労働省西川企画官) 厚生労働省医政局総務課の西川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の20ページ以降で御説明させていただきたいと思います。

まず、22ページに「事業概要」が書いてございます。最初に、この規制の概要でございまして「医療法上の制約」、「医療機関の開設に当たっては非営利性が前提」ということで「株式会社による医療機関の開設は認められない」としているところであります。条文

は、その下につけております医療法第7条の7項が根拠になってございます。

この規制の必要性につきましては、従来からも議論があるところでありますが、基本的に営利を追求する株式会社の趣旨と、地域の医療提供体制を持続的に提供していくことが相入れない場合があるだろうということ。また、経営状態が悪くなって突然閉鎖になることと、まさに地域の医療を確保していくことがなかなか相入れない場合があるということで、医療法上は非営利を前提にしています。また、その医療法も、この後、何次にわたって改正してきておりますが、基本的に非営利を追求する形での改正を重ねてきているところでございます。

そうした上で、平成16年の構造改革特区法では、今回議題になっております、一定の高度な医療を提供することと、自由診療でやって、保険医療は提供しないことを要件に、株式会社の病院の開設が認められているところでございます。

参入企業は、神奈川県のパイオマスター社1社のみとなっております。ただ、そのほかにも、医療法ができた昭和23年以前からある株式会社の病院、また、医療法ができた後も、基本的に企業の社員の福利厚生を目的に設立した株式会社の病院はいくつかありまして、パイオマスター社も含めて、今、株式会社が経営する病院は26あるということになってございます。

25ページでございます。「これまでの対応」になります。先ほど御説明もあったとおりでございますが、神奈川県のパイオマスター社からの要望がありまして「高度医療を提供する上で必要があると認められる場合」を具体化したところであります。

先ほど資料2-1の17ページにありました19の医療行為については、パイオマスター社が提供する内容と、附带的に提供されることが認められることを、学会と調整した上で、既に自治体にお示ししたところでございますが、その後、パイオマスター社からは、要望の取下げがあったところであります。

この間、何回もこの事業の評価をいただいているところでありますが、パイオマスター社以外の株式会社での経営の要望が出てこなかったこともありまして、全国展開についてはなかなか認められないのではないかとできております。今回、改めて26ページ以降で調査させていただきたいと思っております。

26ページに調査の概要を書いてございます。都道府県向けの調査と、先ほど申し上げた26ある株式会社立病院への調査、パイオマスター社への調査という3つに分かれてございます。

具体的な調査票は、27ページ以降でございます。調査の内容自体は、4年前に行ったものと基本的には同じでございますが、ちょうど4年前は新型コロナの影響もありまして、各病院も、パイオマスター社が行われているクリニックもそうですが、患者数が減少していたこともあって、経営状況的には厳しい結果が出ておりましたので、今回、改めて調査して、その後、どういう状況になっていて、新規患者数とかは増えているのか、経営状況はどう回復しているのか。

また、4年前は自治体にも調査しましたが、こういう特区制度があることを認識していなかったという回答も少しありましたので、その辺の自治体担当者の認識とか周知の状況を改めてこの調査票で確認させていただきたいと思っております。

簡単でございますが、厚生労働省からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（藤村委員長）ありがとうございました。

では、引き続き、事務局より当該特例措置に関わる調査票の説明をお願いしたいと思います。

（鷹合参事官）46ページからになります。

「評価・調査委員会の調査票案」でございます。47ページですが、これは全ての特例措置において共通の質問項目とさせていただいております、こういう形で毎回聞かせていただいております。

48ページ以降で、評価委員会の調査票案の「質問票2」を記載させていただいておりますが、こちらの調査は、基本的には、今、実際にやっているのは神奈川県とバイオマスターということですので、神奈川県とバイオマスターのみに聞く形になっております。

Q6からQ10までは、地方公共団体に対する質問。自治体として、株式会社がやるメリット、効果とかを聞かせていただきたいと思いますと思っております。これも厚労省さんと同じように、基本的には4年前の評価をベースに作成させていただいております。

Q11以降に、病院等設立会社への質問ということで記載させていただいております、将来展望や、株式会社であるメリットとかをお聞きする形になっております。

私からの説明は以上でございます。

（藤村委員長）ありがとうございました。ただいま御説明いただきました内容について、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御自由に御発言いただきたいと思います。

（久保委員）厚労省にお尋ねしたいのですが、バイオマスター社の要望がまずあって、それを踏まえて関係学会で議論されて、19の施術について要望があって、議論されて、一定のものについては、付随的に行うもの、必要と認められるものについてはいいよと、たしか三角みたいな形で表記されていたかと思うのですが、そういう結果が通知されましたと。

資料の25ページの一番上の2行ぐらいのところに書いてあるのですが「一定の条件下で認められうることを通知。その後、令和5年3月、要望は取り下げられた」とあるのですが、この要望は、19の施術についての要望が取り下げられたという御趣旨ですか。

（鷹合参事官）私の認識としては、19の施術については認められたという認識で、それとは別に、高度な医療として、今、法律に書いてある5項目にプラスして、6項目として「高度な技術を用いて行う細胞医療」について要望するか、検討するという話があって、それについては、令和5年3月20日の医療・福祉労働部会において、十分な体制を整えることは難しいから、これについては要望を取り下げたという話と認識しておりまして、細胞医療について取り下げたという認識です。

(久保委員) なるほど。承知いたしました。

そうすると「高度な技術を用いて行う細胞医療」についての要望を取り下げられたということで、その理由については、詳細をお聞きではないということなのですか。

(厚生労働省西川企画官) そうです。厚労省としては承知していないところです。

(鷹合参事官) 内閣府として、令和5年3月20日の部会においては、彼らいわく、現時点では診療領域の拡大について、十分な体制を整えることが難しいと判断したという形で議事録として残っております。

(藤村委員長) そのほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この件については、今回お示しいただいた調査内容で調査いただくようお願いしたいと思います。特例措置番号910については、以上で終わりいたします。

続いて、こども家庭庁の入室をお願いいたします。

(厚生労働省退室)

(こども家庭庁入室)

「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号920）」

「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号939）」

「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号2001）」

○特例措置番号920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」、特例措置番号939「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」、特例措置番号2001「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」について、事務局及び関係府省庁より説明がなされた後、委員の質疑応答が行われた。

<事務局説明>

資料2-2 ①、②、③、⑥、資料2-3 ①、②、⑤、資料2-4 ①、②、⑤ に基づき説明を行った。

<関係府省庁説明>

資料2-2 ④、⑤、資料2-3 ③、④、資料2-4 ③、④ に基づき説明を行った。

(藤村委員長) 藤村でございます。よろしくお願いいたします。

では、続きまして、特例措置番号920「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」、特例措置939「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」、特例措置2001「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」について、事務局から説明をお願いいたします。

(鷹合参事官) 事務局でございます。

920、939、2001につきましては、給食の外部搬入ということで、同じ内容の特例措置で

ございますので、まとめて議題とさせていただきました。よろしくお願いいたします。

920の説明資料の1ページからになりますが、これも説明の内容が、こども家庭庁と資料がかなりかぶっておりますので、私からは簡潔に説明させていただきます。

1ページですが「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」でございます。

平成16年2月から措置となっております、認定件数が現在76件ありまして、かなり使われている特例措置でございます。3番目に多い件数の特例措置となっております。基本的に保育所においては自園調理となっておりますが、この特例措置で給食の外部搬入を認めるものでございます。

2ページ以降に、特例措置の評価・調査の経緯が載っております。平成17年度から評価していただいておりますが、6ページになります。平成21年度の評価において、一部全国展開していただけることになりまして、3歳以上については全国展開するという形になっております。3歳未満につきましては、アレルギー児、体調不良児の対応については、大人の食事に近い食物の摂取が可能となるのは3歳頃であり、3歳未満の給食については特に配慮が必要ということでございまして、3歳未満児については、引き続き、特例措置を使った対応となっております。

平成24年度以降に、3歳未満児についての外部搬入について、全国展開できるかどうかの評価をさせていただいておりますが、8ページになりますが、アレルギー児への対応については、2ポツですが「3歳未満児は食物アレルギーの有病率が3歳以上児より高いことに留意が必要」であるとか、そういったことがありまして、現時点で全国展開には至っていないものでございます。

13ページ以降に、直近の令和3年度の評価の結果が書いてありまして、15ページに評価の結果を載せておりますが、運用について、自治体任せになっているのではないかと懸念があり、このため、全国展開に向けた議論を進める上では、現場の実態も確認しながら議論する必要があると考えられることとありまして「取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査、ヒアリング調査などを、複数の自治体あてに実施し、その状況について、今年度中を目途に改めて報告すること」とありまして、16ページにヒアリングした結果を記載しております。また、この評価においては、委員の視察についての検討を実施することとありましたので、近々委員に視察をしていただく予定でおります。

「現地調査やヒアリング調査の結果を踏まえ、適切な運用に向けて課題を整理し、各自治体に改めて周知、徹底を行っていただき、令和7年度までに改めて評価」ということでございまして、各自治体に改めて周知、徹底というところで、後ほどこども家庭庁さんから説明があると思いますが、給食のガイドを策定いただいて、周知しているとお聞きしております。

続きまして、939の「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」について、説明させていただきます。資料2-3になります。

1ページですが、同じ給食の外部搬入でございますが、児童発達支援センターは、3歳

以上もまだ特例措置という形で残っているということでございます。件数が30件と、特例措置の中では比較的使っていただいている件数であります。

2 ページ以降ですが、平成24年度から評価いただいております、5 ページになりますが、直近の評価においては、「『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』とほぼ同様の事項となっていることから、920の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断」ということとなっております。

続きまして、資料2－4になります。2001「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業」でございます。

1 ページ目ですが、現在11件使われております、使われているほうだと思います。2 ページ以降に、これまでの評価ということで、平成29年度からの評価を載せております。3 ページになりますが、令和3年度直近の評価で、これも児童発達支援センターと同様『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』とほぼ同様の事項となっていることから、920の全国展開について議論を行い、その結果を踏まえて、改めて評価を行うことが適当と判断する」という形で判断いただいております。

私からの説明は以上です。

(藤村委員長) 分かりました。

では、こども家庭庁より次の4点について御説明をお願いしたいと思います。1点目として、そもそもの規制の内容は何なのか、2点目がなぜそのような規制が必要なのか、3点目が現在認められている特例措置における要件の考え方について、4点目として全国展開する場合等懸念される事項は何か。その上で、今回、実施自治体・事業者宛てに、どのような調査をお考えなのか、御説明をお願いしたいと思います。

(こども家庭庁横田課長) こども家庭庁の成育基盤企画課長の横田と申します。よろしくお願いたします。

資料ですが、特例措置の920と2001、両方併せて御説明させていただければと思います。

920の関連資料の17ページをお開きいただければと思います。「保育所及び幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入について」御説明させていただきます。

まず「制度の現状」ですが、先ほど事務局からも説明がありましたが、満3歳以上児につきましては全国展開されておまして、満3歳未満児につきましては、公立の施設に限り、構造改革特別区域内において実施可能とされております。

具体的には、満3歳以上児につきましては、保育所における満3歳以上における食事の提供については、平成16年から、公立の施設に限りまして外部搬入方式を採用することを可能としておまして、平成22年6月1日より、公立、私立を問わず、外部搬入方式を採用することを可能としております。

その際、一定の要件を満たす場合においてのみ可能とされておまして、※にあります1番から5番を御覧いただければと思います。こちらが、いわゆるそもそも規制を設けている趣旨、目的にもなってくるかと思いますが、1点目が、幼児に対する食事の提供の責

任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。2点目が、栄養士または管理栄養士により、献立などについて栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、必要な配慮が行われること。3点目が、調理業務の受託者を、給食の趣旨を十分に認識して、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。4点目が、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピーなどへの配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。5点目が、食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づいて食事を提供するよう努めること。

この要件を満たす場合に限り、外部搬入を実施することが可能としております。

そして、満3歳未満児につきましては、3歳以上と同様に、平成16年から構造改革特区の認定を受けた自治体においては、外部搬入方式を採用することを可能としている状況でございます。

「期待される」効果ですが、食材の一括購入によるコスト削減とか、給食センターの有効活用など、運営の効率化の面では一定の効果が期待されと考えております。

一方で「課題」ですが、調理者が個々の子供を見て関わり、発達状況や喫食状況などを把握することが難しい。特に満3歳未満児については、一人一人の子供の発達段階や日々の体調などに応じたきめ細やかな対応、食育の推進などの面でも課題があるとの指摘があるとされております。また、離乳食などの保護者からの食に関する相談に十分に対応することに難しさがあまして、保育所などの子育て支援という面での課題があることも指摘されているところです。

18ページを御覧いただければと思います。令和4年2月の評価・調査委員会におきましては、全国展開は時期尚早と判断されました。具体的な指摘事項について、こちらに掲げさせていただいております。

1点目が、アレルギー児への対応について、自園調理では8割を超える施設で個別対応ができているのに対して、約5割にとどまるということ。また、発達段階に応じた食事の提供について、離乳食の対応ができていない施設が4割超、また、複数段階に分けて離乳食を提供できている施設が4分の1程度にとどまるということ。そして、体調不良児への対応につきましては、個別に調理する対応に関しては、自園調理を行う施設のうち、3割以上で対応ができているのに対して、対応できている施設が2割に満たない状況であったということ。食育への取組について、自園調理を行う施設のほうの実施率が上回っているということ。事故が発生したかどうかにつきましては、自園調理を行う施設が4.4%であったのに対して、10.9%となっていること。特にアレルギー児への対応に差が見られるという結果となっております。また、発達段階に応じた食事の提供、体調不良児への対応についても、対応が十分でない施設が一定数あったということで、全国展開は時期尚早と判

断されたところであります。

また、一方で、先ほど事務局から説明もありましたが、今後の対応としては、取組が不十分な自治体と適切に実施している自治体に対する現地調査やヒアリング調査などを行いまして、当該調査の結果を踏まえて、適切な運用に向けて課題を整理して、自治体に改めて周知、徹底を行うとされたところでございます。

19ページを御覧いただければと思います。

この提言を踏まえまして、自治体ヒアリングをした結果が、こちらの概要となっております。「調査対象」といたしましては、8自治体にオンラインや現地訪問により調査を行いました。「ヒアリング概要」としては、以下のとおりでございますが「事故発生時の対応方法」といたしましては、全ての自治体でマニュアルが作成されておりまして、事故が発生した場合には、マニュアルに沿った報告・対応・改善が実施されるような体制づくりは周知がなされておりました。また「発達段階に応じた食事の提供方法」につきましては、搬入元との契約内容により、対応方法が異なっておりました。0歳児につきましては、0歳児用の離乳食のみ自園調理で対応しているところもございました。「アレルギー児への食事の提供方法」ですが、こちらにつきましては、搬入元での給食調理時にアレルギー食材を撤去して、またはアレルギー食材をなるべく使用しない献立としておりまして、それらが困難な場合には、保育所で除去、または代替食を保護者に持参してもらうなどの対応を取られているということです。また、体調不良児につきましては、原則保護者に迎えに来ていただいているということと、病院食などの提供は行っておらず、児童の様子に合わせた提供量の調整が行われることが分かりました。「食育への対応」ですが、多くの保育所で収穫体験や調理体験が実施されているとのことでした。ただ、当該調査期は、コロナ禍の影響で中止しているところがほとんどであったということでもあります。最後に「監査」になりますが、監査は、ほとんどの自治体で、まず事前書面調査を行って、その内容について実地調査を実施されております。そのときに、こういったアレルギーとか体調不良児の対応、課題とされている項目が盛り込まれている自治体もあったとのことでした。

20ページを御覧いただければと思います。こちら先ほど事務局からお話がありましたが、こども家庭庁では、今年9月17日に「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を策定いたしまして、給食の外部搬入を実施する場合において、配慮する必要がある点などを盛り込みまして、適切な運用が行われるように、自治体や施設に対して周知を行っているところでございます。

具体的には、1番から5番にあるとおりでございますが「発達過程等に応じた給食」におきましては、乳幼児期は、心身の発達の個人差が大きいということで、食事の提供についても、一人一人の発達過程に応じた対応が求められていること。例えば離乳食でも、一人一人のかむ、飲み込む力の発達、健康状態に合わせて進める必要があること。乳児は細菌等への抵抗力が弱いということで、調理の際は衛生面に特に配慮する必要があることと示しております。

「アレルギーのあるこどもへの対応」につきましては、医師の診断及び指示に基づいた対応を行う必要があるということで、生活管理指導表を活用して、組織的に対応することが重要であるとお示ししております。また、乳幼児期に起こるアナフィラキシーショックは、食物アレルギーに起因することが多いことにも留意いたしまして、例えばアレルギー対応ガイドラインも策定しておりますので、そういったものを参照しながら、関係者の共通理解の下で組織的に対応することが重要であるとお示ししています。

3番目の体調不良児につきましては、嘱託医やかかりつけ医などの指示や協力の下に、適切に対応することが必要ということで、病気や一人一人の心身の所見に応じた食事の提供が求められること。

また「食育への対応」としては、食育は、子供が日々の生活と遊びの中で、意欲的に食に関わる体験を積み重ねることで、食べることを楽しんだり、食事を楽しみ合ったりする子供に成長していくことを期待して実施する必要があることも重ねて確認しております。

そして「保育所等と外部搬入事業者との連携」ですが、こちらについても定期的に会議を開催したり、電話、メールなどによる日常的な意思疎通を図ることが重要であることと、自治体・法人などの運営主体も含めて、関係者間の情報共有を図ることが必要であることをお示しさせていただいているところであります。

調査につきましても追加で説明させていただきます。

こういったこれまでの指摘とか、要件等を定めていることの裏返しとして、その実態を把握しておくことが必要だろうという観点で、質問票を作成させていただいております。

まず、基礎情報を書いていた後、1番では「外部搬入の実施理由」、2番では「外部搬入の実施方法」。特に離乳期につきましては、各段階において実施しているかどうかについて、確認することとしております。また、搬入元の事業者についても、どのような業者に受託しているか、確認するようにしております。

23ページになりますが、選定する際に、どのようなことを重視したかということとか、契約書の締結、もしくは覚書を交わしているか。どんなことを契約しているかについても、(6)できちんと確認することとしております。

3番目は「給食の内容」ということで、誰がどのように献立を決めているのかが(1)です。

(2)では、栄養基準とか献立の作成基準などが搬入元に対してきちんと明示されているかということの確認。

25ページになりますが、給食内容について、施設と事業者で構成する会議を設置しているかなど、定期的な確認をされているかどうかの質問事項も入れさせていただいております。

「4. 事故等の発生」ということで、直近1年間でヒヤリ・ハット事例があったこと。

そして、あった場合には、どのようなことに起因する事案なのか、保育所の中の対応に関するもので起こったことなのか、それとも、搬入元で起こったことなのかということな

ども確認するようにしております。

6 番になりますが「子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供」というところで、何段階に分けて月齢・発達に応じて給食を提供しているか、今度は施設側に確認することにしております。

また、搬入元の受託者が、保育所のほかにどのようなところに給食を提供しているのかということも確認することにしております。

(3-a) 以下は、3 歳未満児の給食について聞くこととしておりまして、小学生や高齢者と何らか食事内容を変更しているのか、その理由等について確認することとしております。

また、(3-c) になりますが、各保育所において、個々の入所児童の発達段階に応じて、例えばさらに刻んだり、適切な対応をしているかどうか、必要があったかどうかについても確認することにしております。

その際に、そういった対応をしているのは誰かということについても、質問事項に入れております。

「食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応」ということで、27 ページの 7 番以下ですが、アレルギー疾患を有する子供が何人いるかとか、(2) 以降では、どのようにアレルギー疾患を有する子供への給食を実施しているかということ、アレルギー疾患の把握方法とか食事方法について、質問を入れさせていただいております。

また、(4) では、そういった疾患を有する子供に対するマニュアルを作成しているかということの有無になっております。

(5) で、生活管理指導表を使用しているかどうか確認することにしております。

体調不良児につきましても、アレルギー疾患のお子さんとはほぼ同じ質問になっていまして、人数とか把握方法、食事の提供方法について質問事項を入れさせていただいております。

また、(4)、一番下になりますが、マニュアルの作成、有無等についても確認することとしております。

29 ページになりますが、今度は「食事の内容に配慮が必要な障害児への対応」ということで、こちらについても何人いるかという事実関係の把握とそういった特性を把握する方法、食事方法、マニュアルの作成、有無について確認しております。

29 ページ目の 10 番以降は「食育への取組み」ということで、食育への取組について、実施しているものについて確認しております。

また、30 ページが、外部搬入後の実施についてということで、外部搬入後に何か工夫された点があるかどうかという観点から、こういった質問も入れさせていただいております。

11 番になりますが「事後確認と改善に向けた取組み」では、栄養士や管理栄養士などによって、献立について指導・助言を行っているかということ。栄養士との関係についても質問を入れております。

また、31ページですが、保育所の児童の嗜好調査の実施、喫食の状況を把握しているかどうかという点も御質問に入れさせていただいております。

また、（４）では、衛生基準を満たしているかどうか、（５）では、衛生的取扱いがなされているか、（６）では、保護者の要望を反映する取組や情報提供などを行っているかどうか、（７）では、給食を食べた児童の反応を記録に残すなどの措置をしているか、（８）では、そういったものを作り手、事業者に伝わるような配慮をしているかどうか、確認することとしています。

（９）では、やり取りや課題の共有を行う仕組みについても、質問に入れております。

「Ⅲ 食事内容の評価」ですが、今度は保育士さんに質問することとしています。

実際に外部搬入後に給食の献立に変化があったかどうかという点や、年齢に応じた食事の回数、時機など、適切な対応が行われたかどうか。

そして、33ページになりますが、食物アレルギーや体調不良児、配慮が必要な障害児に対する給食に対して、適切な対応が行われたかどうか。そういったことを保育士さんにも質問することとしています。

最後に「総合評価」としては「経営の効率化」の観点とか、外部搬入を実施した結果、よくなった点、悪くなった点などについても、市町村も含めて質問することとしております。

（こども家庭庁徳永課長補佐） こども家庭庁障害児支援課の徳永と申します。

私からは「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業」ということで御説明させていただければと思います。

資料ですが、特例措置番号939の関連資料の6ページをお開きいただければと思います。

「児童発達支援」の概要ですが、児童発達支援は、主に未就学の障害児を対象に、日常生活の基本的な動作、知識技能の習得のための支援、集団生活への適応のための支援などを行うものになっておりまして、児童発達支援センターにおいては、高度な専門的な知識・技術を必要とする児童発達支援を提供している形になってございます。

現行制度におきまして、児童発達支援センターについては、調理室の設置を義務づけておりまして、施設の外で調理して搬入してくる方法は認められていないところでございますが、当該制度につきましては、障害児のアレルギー、あるいは障害特性に応じて、とろみ・刻み食など、一人一人に配慮した食事を提供する必要があるというところで求めているものになっております。

このため、当該特例の主な要件ですが、28ページを御覧いただければと思っております。

「特例措置の内容」に記載がございますとおり、児童の食事内容に適切に応じることとか、外部搬入を行う場合の衛生基準に従うことなどを要件として定めておりまして、具体的には「特例措置の内容」の一、障害児に対する食事の提供の責任が児童発達支援センターにあって、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制、調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

また、当該児童発達支援センターまたは他の施設、保健所、市町村等の栄養士によって、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養に関する配慮が行われること。

さらに、調理業務の受託者を、センターにおける給食の趣旨を十分に認識して、衛生面等、業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

それから、障害児の年齢とか発達の段階、それぞれの障害の特性、健康状態に応じた食事の提供、あとはアレルギー等の配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数、時機に適切に応じることができること。

最後に、食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程、並びにそれぞれの障害の特性に応じた食に関して配慮すべき事項を定めた計画に基づいて食事を提供するように努めていただくこと。

こういったことを要件にしておるような形になっております。

令和3年度の構造改革特区評価・調査委員会では、本項目について、先ほど事務局からも御説明がありましたとおり「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例の全国展開について議論を行って、その結果を踏まえて、改めて評価を行うところが適当とされたところですので、引き続き、保育所の状況も見つつ、障害児一人一人に配慮した食事の提供が可能かといった観点から、今回、調査を行うことにしております。

調査票の説明ですが、8ページ以降が調査票になっております。

全体の作りや項目などは、先ほど既に御説明させていただいた内容とほぼ重複するので、簡単に御説明させていただければと思いますが、8ページからです。まず「基礎情報」とか「外部搬入の実施理由」「外部搬入の実施方法」みたいな基礎的なことを聞いた上で、9ページで「給食の内容」について、(1)で、誰がどのように決定しているかとか、そういったことについて確認するような形で作成しております。

11ページは「事故等の発生」「給食の配膳方法」「子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供」というところで、6の(2)で、事業者が、個々の利用児童の発達段階に応じた食形態を提供しているかとか、あるいは施設側から食提供の変更依頼が頻繁にあることが障害児の場合には想定されるわけですが、そういうときに、どれぐらいの頻度で変更に対応することができるかといった状況も確認することにしております。

13ページは、「アレルギーの子供への対応」。14ページは「体調不良児への対応」。15ページをおめくりいただいて「食育への取組」「事後確認と改善に向けた取組」というところで、保育の調査票とほぼ同様ですが、作成しております。

それから、18ページは「食事内容の評価」というところで、食事の内容がどうであったか、年齢に応じた給食の評価がどうだったかといったところを確認した上で、最後に、19ページで「総合評価」を確認するような形で調査票を作成しております。

簡単ではございますが、児童発達支援センターの関係の説明は、以上とさせていただきます

ます。

（藤村委員長）ありがとうございました。

では、事務局より当該特例措置に関わる調査票の説明をお願いいたします。

（鷹合参事官）事務局から、評価委員会の調査票の案について、御説明させていただきます。

3つの特例については、基本的には、調査票が同じ内容であることと、基本的には前回の調査票をベースにしているということでございます。

ということで、920の資料、資料2-2をベースに説明させていただきます。資料のページは、35ページからになりますが、36ページは「質問票1」ということで、これは全特例措置について共通の質問ということで、毎回これを質問させていただいております。

続きまして、37ページ以降が、特例措置ごとの質問項目であります。問6からは、地方公共団体に対する質問ということで、外部搬入方式を導入した目的・理由や、38ページの問9の発達段階に配慮した食事の対応についての質問、問10のアレルギー対応ガイドラインの話などについて聞いております。

問23からは保育所の所長への質問ということで、問25、発達段階に配慮した給食の対応をどうしているかといったことを聞いております。

続きまして、また資料は飛びますが、49ページになります。問34からは保育所の保育士への質問、問35について保育所児の保護者への質問もさせていただいております。

問36からは外部搬入事業所への質問ということで、質問をさせていただいております。

私からの説明は以上になります。

（藤村委員長）ありがとうございました。

では、ただいま説明いただきました点につきまして、御質問、御意見等、どうぞ御発言をお願いしたいと思います。御自由にどうぞ。

いかがでしょう。

（伊澤委員）伊澤です。よろしくお願いします。

御説明ありがとうございました。

確認を含め、御質問させてください。特例措置番号920の資料で申しますと、ページ数は17ページ。確認なのですが、現状の規制でいうと、右側の図にあるとおり、公立、私立問わず、3～5歳児は外部搬入可能で、0～2歳児に対しては、公立は可能です、私立は不可です。ですので、今回検討すべきは緑のところですか。0～2歳児で、私立に関して、外部搬入は不可だけれども、可能にできるかということの検討という理解でよろしいですか。

（鷹合参事官）違います。今、特区で使えるのは、0～2歳児の青のほうです。青のほうですが、特区の認定自治体に限って外部搬入可能ということで、特例措置を使わないと外部搬入できないことになっていますので、そこについて、全国展開できるかどうかに関する議論になります。

一方で、前回の3歳以上について全国展開したときは、特例措置自体は公立だけだったのですが、全国展開に合わせて、私立も全国展開しましたので、今回も、もし公立で全国展開するという結論になったときに、私立もどうするかという議論も出てくるのだと思います。

（伊澤委員）そうすると、青のところの全国展開が可能かということですね。

（こども家庭庁横田課長）そうですね。青から全国展開できるか、そのときに私立も含めてやるかというところです。

（伊澤委員）分かりました。

それを踏まえて、17ページの「課題」に書いていただいておりますが、この課題は、設立、つまり、保育園が公立なのか、私立なのかによって変わるものなのか、もしくは共通的なものなのか、どちらなのでしょう。

（こども家庭庁横田課長）共通だと思っております。

（伊澤委員）そうですね。

なので、今回は青いところについて検討するけれども、結果的には緑のところ「私立」の「外部搬入不可」についても可能かどうかという議論が併せて行われるということですか。

そうしますと、そういうことを踏まえて、今回質問する保育園に関しては、対象は赤いところですか。3～5歳児の公立、私立問わず、外部搬入を可能にしているところについて、この質問票を渡すと。違いますか。それは青いところなのですね。

（こども家庭庁横田課長）そうですね。

青のところを検討するに当たって、青いところを実施している保育所とか自治体に調査、アンケートをすることになっております。

（伊澤委員）なるほど。

アンケート調査をすることによって、全国展開するような。

（こども家庭庁横田課長）課題がないかどうか。

（伊澤委員）分かりました。

了解しました。理解できました。

ありがとうございます。

（藤村委員長）そのほかにいかがでしょう。

どうぞ。岩崎さん。

（岩崎委員）はい。岩崎です。

私もまずは確認からですが、論点は、一つは、3歳児未満をどうするか、二つ目は、児童発達支援センターに関しては障害についてどう考えるかということかと推察いたしますが、それで正しいでしょうか。

その上で、まずは3歳児未満の件についてですが、この間、長く検討し、自治体のニーズも非常に多いことを考えると、認可の方向に向けて検討を進めるのが望ましいという印

象を持っております。

しかし、一方で、3歳未満の子供への外部搬入に関しては、懸念を呈する御意見もあるということで、自治体ごとに状況に応じて、指針のような基準を明確に提示していただくのが望ましいと併せて思っております。

そこで、評価・調査委員会の調査票に対して、追加のお願いなのですが、例えば31ページの（５）に衛生管理の項目もありましたが、これはこども家庭庁のほうで検討されることなので、評価・調査委員会の調査票に関してになります。独自の栄養管理、衛生基準を作成しているかという項目を入れていただきたいと思います。

この件は、私の言葉が足りなく、学校教育では学校給食法があるのだけれども、それに準じたものはないのかと申し上げたので、こども家庭庁の方には混乱を生じさせたかと思うのですが、質問の趣旨は、自治体できちんとした栄養管理や衛生基準を持っているとすれば、そういった事例があると参考になるのではないかとということで、あるか、ないかといったことを含めて、評価・調査委員会の調査票の案に入れてほしいということでありました。

それから、同様に、全国展開を視野に入れたときに、今回の調査でも出てきましたが、契約内容によって差があるのは望ましくはなく、一定水準以上の質を担保することを明確に確認できた上の全国展開を認めるとの手順になると思いますので、今回、立派なガイドラインを拝見させていただきましたが、そういった質の担保に対する遵守の方向性も周知、徹底をきちんとしていただきたいとの希望も持っております。

そういった点で、まずはこども家庭庁のほうでガイドラインの周知、徹底はどうされているかということと、評価・調査委員会の調査票に追加の事項を入れていただけるかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

（藤村委員長）では、まず、こども家庭庁からお願いします。

（こども家庭庁横田課長）本年9月に策定して、お知らせしたということなので、こども家庭庁でも、講演とか、いろいろな説明の場がありますので、あらゆる場を使いながら周知、徹底を図っていききたいと思います。

ただ、実際には、これまでの評価委員会でも遵守されていなかったり、いろいろと差があるところも事実だと思いますので、周知はもちろん、いろいろな方法、手段を使いながらしていきたいと思うのですが、今回の調査でこういった結果が出るかによって、その状況も踏まえながら担保方法とか、そういったことも検討していきたいと考えております。

（藤村委員長）岩崎さん、よろしいですか。

（岩崎委員）はい。

ありがとうございます。

（藤村委員長）では、事務局から、調査票への追加について、お願いします。

（鷹合参事官）調査票の件ですが、岩崎委員から事前にお話を伺っていたのは、まさにお

っしゃるとおり、学校給食法に準じた対応基準とか、そういう認識を持っていたので、学校給食法に基づいた基準を自治体が入り入れているかどうかみたいな質問と勘違いしておりましたが、今のお話を聞きますと、そうではなくて、どういった基準かは分かりませんが、自治体が独自で基準をつくってやっているところはあるかという御質問の趣旨だと思いました。

それについては、調査票に入れる形でやりたいと思います。

ありがとうございます。

(藤村委員長) 工藤さんから手が挙がっていますね。どうぞ。

(工藤委員) 御説明ありがとうございます。

事前の御説明のときにも少し申し上げたのですが、今のアンケートに関しまして、ほかの委員からも御意見があったと伺っております。

一つは、アレルギーの問題が非常に注目されていて、確かにこれは重要な問題ではございますが、昨今、公立の学校、あるいはもちろん幼稚園とかも含めて、海外に住む外国人のお子さんも地元が増えている地域もあり、そういうところだと、宗教上の理由から食に制限がある場合もございます。

これは成長期のお子さんなので、そういったことにも配慮する必要があるかと思えますし、せっかくこういった民間の事業者さんも含めてということであれば、対応可能な業者を逆に選定していくことも可能なので、ぜひそういう視点を入れていただきたいのが1点目でございます。

もう一つは、これも事前のときに伺ったのですが、実際にそのような候補となる民間事業者がどのくらいあるのかと考えたとき、学校給食の特性を考えると、例えば全国的に展開しているような大きなケータリング会社とか、そういうところよりは、むしろどちらかというと、地域に根差した中小などが候補になるのかなと認識しております。

そういう意味では、実は後者のほうが食育の視点とか、最近注目されている地域の食材を使うとか、そういったことについてもより配慮ができたり、あるいはそういったことに熱心に取り組まれている業者さんもあると思いますので、この辺は、どういった業者が実際に手を挙げそうなのかどうか、いわゆる市場の状況を把握したほうが、より適切な進め方ができるのかと思います。

その点に関しましては、こども家庭庁さんのほうで、実際にこういった事業を公募したときに、どのくらいの数の業者が、また、その事業者さんの規模感とか地域性などについては、何か調査されていますでしょうか。もしそういったデータをお持ちでしたら、少し教えていただきたいというのが質問の内容になります。

以上でございます。

(藤村委員長) 分かりました。ありがとうございます。

まず、外国人の子供たちへの対応という点は、こども家庭庁の方かな。

(こども家庭庁横田課長) 920ですが、例えば質問調査票の34ページの「外部搬入の総合評

価」という質問に「メニューが多様化した」という項目がございます。

今、工藤先生から御指摘いただいたことにつきましては、例えば宗教上、配慮を必要とする子供について、工夫することができたとか、工夫としてはそういった追記が可能なのかなと、1つ質問の選択肢を増やしますが、そういったことを対応としては検討したいと思っております。

工藤先生、いかがでしょうか。そのような形で問題ないでしょうか。

(工藤委員) 今のところで、皆さんがそのように理解できるかどうか問題かなと思いついて「多様化」を必ずしもそこに結びつけられないこともあるかと思って、具体的には、先ほど申し上げたかったのはハラルとかで、そうすると、そのような準備ができるかどうかは、ストレートにあったほうがいいのかないかなという気がちょっとしました。

今のもので十分に読み取れるということであれば、それでも大丈夫ですが、今の「多様化」だと、あまりにも一般的かなと思って、若干気にしたところでございます。

私からは以上です。

(こども家庭庁横田課長) こういった質問に関連して、この辺りで追加してはどうかという御提案をさせていただいたつもりでありました。ここら辺で明記したらどうかということです。

(工藤委員) なるほど。分かりました。

(藤村委員長) もう一点、事業者の数がどれぐらいかというのは、いかがですか。

(こども家庭庁横田課長) こども家庭庁としては、即答できるものがない状態です。

(工藤委員) ありがとうございます。

私としては、数というよりも、むしろどのようなタイプの例えば規模感とか、どういうところに強みを持っている事業者さんがこういったことに手を挙げそうなのかというのは、マーケット調査をされたほうがいいのかないかなと思いますので、すぐには申し上げませんが、御検討いただければ幸いです。以上です。

(藤村委員長) よろしいでしょうか。

そのほかにいかがでしょう。久保さん、どうぞ。

(久保委員) 既にほかの委員からされている質問に重なるところも多いのですが、外部搬入事業者は、学校給食センターをはじめ、様々考えられると思うのですが、多様な業者に対して、例えば国として選定のガイドラインなり、そういう選定に関する指針みたいなものを今後定めていくこととかはお考えでしょうか。

(こども家庭庁横田課長) 現時点では、まだそこまでは考えていないです。

(久保委員) 業者といっても、そこは契約で幾ら縛っても、あまり質がよろしくない業者さんだったら、よろしくないことにつながりかねないと思うので、選定に関する指針などは、ぜひこども家庭庁さんで御検討いただけたらいいのかなと思っているのと、食事の提供ガイドラインが先週ぐらいに定められたというか、周知されたのかなと思いますが、こちらについてはすごく大事だと思うので、実効性の確保をどのようになさっていくのかな

という質問を持っていたのですが、今後、周知されながら、今回の調査の結果を踏まえて、どうやって担保していくか、御検討されると御回答いただいていますので、その点については、そういったことですか。

（こども家庭庁横田課長）そうですね。

まずは、この調査結果も踏まえさせていただきたいと思っております。

（久保委員）分かりました。私からは以上です。

（藤村委員長）ありがとうございます。

公立の保育園、あるいはこども園であれば、地方自治体がある程度業者の質とかをコントロールできると思うのですが、これをいわゆる私立の保育園とかに展開した場合、そこまでちゃんとコントロールできるかどうか、つまり、適正な業者が選ばれるかどうかという懸念はややありますね。

そこはいかがですか。何かこども家庭庁からございますか。

（こども家庭庁横田課長）失礼しました。

そもそも就学前は、公立よりも私立の施設が8～9割の世界ですし、また、今回、外部搬入のメリットは、コスト削減が一番の理由になっているところがありますので、そういった面では、受託者について、要件としては定めているのです。

基準でも、先ほどの1～5点で示したところで示しているところですが、コスト重視というのは、当然、私立の経営者であれば重視する点だと思しますので、その辺りについては、どのように先生方から御指摘いただいたこういったガイドラインとか、基準等の遵守を担保していくのかというのは、課題として検討していく必要があるかと思っております。

ただ、私立の保育所の先生方もすごく自園調理を大切にして、食育を大切に行っている保育所もたくさんありますので、一概には言えないのですが、懸念としては、コストの面が重視される保育所等については、注意しながら進めていく必要があるのではないかと考えております。

そういった意味でも、調査結果をきちんと踏まえさせていただきたいと思います。

（藤村委員長）そうですね。

そのほかにもございますでしょうか。

岩崎さん、どうぞ。

（岩崎委員）先ほどの論点2についての質問を追加したいのですが、その前に、今の議論で、3歳児未満の搬入について「コスト削減」という言葉が表に出てくるのは、いかがなものかと思ひまして、発達段階における情緒の担保、子供の感性を大事にする、栄養を重視する、など質の担保の議論を優先してほしいと感じました。

それで、先ほどの論点2の特例措置番号939に関してですが、こちらに関しては、3歳児以上のことも含めて議論ということになるかと思いますが、この調査票に関して、障害があることが特別ほかのところと異なる観点かと先ほど確認したところです。

そうしますと、調査票の中に、そういった障害があることに関わる項目があるのかどう

か、まず確認したいことと、障害のあることが、この内容について全国展開するのに際して、ほかの公立保育所とか幼保連携型認定こども園と異なる側面があるとすれば、それはその項目を入れるべきと思いますし、それがないという想定であれば、既に3歳児以上のものは全国展開されているので、自動的に読み替えてもいいと思うところです。

逆に言うと、一括して3歳児未満の議論をしていいのかということも含めて、こども家庭庁の方にお考えを伺いたいと思います。

（こども家庭庁徳永課長補佐）ありがとうございます。

例えばアレルギー対応であったり、食育みたいな観点は保育等と同じかなと思っておりまして、障害というか、児童発達センターの特例措置に関して特有の状態は、障害特性に応じて、食形態もそうですし、きめ細やかな配慮を行うところがポイントになってくるかと思います。

そうした観点で、現状も調査票の中には、そういったところを記載しておるところで、具体的には、資料におきまして、11ページの「子どもの発達状況に応じた適切な食事の提供」の項目の中で、6の（2）ですが、事業者は、個々の利用児童の発達段階に応じた食形態による給食提供が可能かどうかというところを確認しております。

また、12ページに行きますが、（3）で、外部搬入後の給食について、施設において例えば刻みを入れたり、とろみをつけたり、発達段階、障害の特性に応じた調整を行うなど、適切な対応をしていますかとか、そういったところで確認させていただくような形にしておるところです。

以上です。

（岩崎委員）要は、身体的な課題がなかった場合に、食事の件なので、ほかと同じように、3歳児以上を認めてよいのかどうか、そこを明らかにしたいという意図です。

そうでなければ、3歳児以上は、自動的にというか、認めてもいいと思いますし、3歳児未満に関しては、これからの調査票に基づいての議論の中に、さらに児童発達支援センターに関しては特別な視点があるので、例えば公立保育所やほかのこども園とかで3歳児未満を認めたとしても、児童発達支援センターでは難しいという結論が出るのかどうかについて、確認したいという意図です。

（こども家庭庁徳永課長補佐）そうですね。

そこは今後の検討次第というところがあるかと思うのですが、保育所がこうだから、必ずしもそれと全く同じ結論になるとも考えておりません。

それは先ほど申し上げたとおり、障害特性に応じたという部分で、3歳以上であっても、嚥下の障害があるとか、そういったところで配慮が必要なお子さんがいらっしゃる事情がありますので、そこは必ずしもイコールではないのですが、アレルギー対応だったり、食育だったり、保育の対応を見て考えるべき部分もありますので、そこは少し独自の観点も検討しつつ、今後、検討させていただければと思っております。

（岩崎委員）加えて言いますと、趣旨としましては、非常に素人なので、ほかの子供さん

たちと何が同じで、何が異なる視点なのかを明確に提示していただけると、非常に判断がしやすいということです。今後、御教示いただければと思います。

以上です。

（こども家庭庁徳永課長補佐）承知しました。

（藤村委員長）分かりました。そのほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

今度、10月7日に実地調査を予定しておりまして、そこで実際、どういう運営がなされているか、私どもも確認していきたいと思っております。

では、調査票につきましては、先ほど出ました幾つかの提案を入れた形で完成させて、調査を実施したいと思っております。では、特例措置番号920、939、2001については、以上としたいと思います。

こども家庭庁の方々、どうもありがとうございました。

（こども家庭庁退室）

3. 閉会

（藤村委員長）本日の議事は以上ですが、ほかに事務局から何かございますでしょうか。

（鷹合参事官）今日御指摘いただいた質問票については、評価委員会の調査票の質問もありましたし、こども家庭庁のほうの質問もあったと思いますので、集約して、また皆様に共有したいと思います。

また、10月7日は視察がございますので、また案内等はメールでさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

（藤村委員長）どうもありがとうございます。

では、本日はこれもちまして、閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。